

平成 30 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 5 回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	平成 30 年 8 月 6 日 (月) 午後 2 時 58 分 ~ 5 時 40 分		
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室		
出席者	公益代表委員 (3 名)	石塚孔信 竹中啓之 山本晃正	(敬称略)
	労側委員 (3 名)	喜納浩信 下町和三 新内親典	(敬称略)
	使側委員 (3 名)	岩重昌勝 内 道雄 濱上剛一郎	(敬称略)
	事務局 (4 名)	田之上労働基準部長 上ノ原賃金室長 田代賃金室長補佐 有村給付調査官	
議題	1 平成 30 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他		
配付資料	1 平成 30 年度地域別最低賃金の審議・決定状況		

石塚部会長

みなさん、こんにちは。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻より少し時間は早いようですが、皆さんお揃いのようなので、ただ今から、平成 30 年度第 5 回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

先ず、本日の部会の成立につきまして、事務局より報告をお願いします。

上ノ原賃金室長

本日は、公益側委員 3 名、労働者側委員 3 名、使用者側委員 3 名の 9 名の全員の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。

石塚部会長

ありがとうございます。本部会は有効に成立しているとのことですので、それでは、早速審議に入りたいと思います。事務局から資料が出ていますので、その説明をお願いします。

田代室長補佐

私の方から、本日お出ししました資料について説明をさせていただきます。資料として、一枚紙をお付けさせていただいております。これは、平成 30 年度の地域別最低賃金の審議・決定状況で、現在当局で把握したものを取りまとめたものでございます。これは目安のランク別に分けておりまして、

左側が専門部会での結審状況で、右側の結審年月日、これは本審での結審または6条5項が適用になる場合の専門部会での結審日になります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

石塚部会長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問はございませんか。

(質問なし)

新内委員

質問ではないですが、先ほど大分から連絡がありまして、大分が5分くらい前に結審をしたということで、金額でいきますと25円、762円で専門部会が結審したということを聞いております。以上です。

石塚部会長

ということで、大分が25円、プラス2円ということですね。この金額で結審しているということですが、他に何かございませんでしょうか。

(質問なし)

石塚部会長

よろしいですか。前日も申しましたが、本日中には専門部会での結論を目指して、審議を進めて参りたいと考えておりますので、各側のご理解をいただきたいと思っております。

前回の審議では、冒頭に、労使各側の提示額について、その根拠となる考え方について、追加の見解を述べていただきました。

労側からは、主に、過去5年間、Dランクで目安額どおりで結審しているのは本県のみである。中賃の総合指数でも、Dランクの中位にある。これ以上福岡県に離されたくない。労働者は、働きたくても社会システムが変わっていないので、雇用の買いたたきが生じている。賃金引き上げに伴う公的な支援が行き届いていない。労働集約型の例えば、ビルメンの業界でも実態賃金は800円程度であり、影響はない、という見解が述べられました。

これに対して、使側からは、主に、就労支援施設で働いている人が、最賃が引き上げられて、施設が閉鎖され、働く場を失っているという事実もある。役所等の臨時職員も最賃額引き上げにより、人員、雇用日数等に影響が出ている。労働者3人未満の零細企業では、最賃額引き上げにより、労働者を雇えなくなっている。政府の支援策も一時的なもので、永続的なものではない。入札額も消費税込となっており、事業者の負担が増えている、という見解が述べられました。

再検討していただいた金額については、労側は、27円から25円に、使側は、目安額同額の23円という再提示がされました。

今のところ、労使双方で2円の開きがあるため、本日はまず平場で、冒頭で事務局から説明があった各局の結審状況を参考にしながら、お互いに再検討した結果等のご意見をお聞きして、合意できる

か否かについて、ご審議をいただき、平場で合意に至らなかった場合には、個別協議を重ねて結論を出したいと思っております。

このような流れで、本日の審議を進めて参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

ありがとうございます。異議が無いようですので、この場で労使双方が再検討されたご意見をお伺いしたいと思います。それでは、まず労側から、続いて使側からご発言をお願いします。

新内委員

土日に色々検討をしましたが、25円という結果は変えることはできませんでした。以上です。

石塚部会長

労側は前回と同様に25円だということですが、使側はいかがでしょう。よろしくをお願いします。

濱上委員

使側の方も色々検討をいたしました。上げないということではなくて、最初から22円という誠意をお示ししたつもりでございます。そして、やはり目安というのはきちんと尊重しましょうということで、ぎりぎり、使側からすれば23円というのは、ある意味、いっぱい、いっぱいなのかなということで金額をお示しましたので、そういう状況に変わりはありません。

石塚部会長

ありがとうございます。各側から金額を示していただきました。労側は25円、使側は23円ということで、土日を挟みましたが、金額には変わりはないということですが、それでは、今、金額が出てきましたが、その額も含めて、労使双方からのご質問、ご意見等をお聞きしたいと思います。何かございますか。

下町委員

やはり、市場の、といいますか、実勢的には相当賃金は上がってきているわけですし、最初の雇用の多寡を、とかですね。そこらはあると、その開きが大きくなってはいけないということがありますし、当局の示されました資料を見ましても格差を縮める方向に動いているとあっていいと思います。これはやっぱり、底上げをしていかないと、人の確保であっても、若い人たちの地元への就職であっても、この先が思いやられていくことになると思うので、やはり、その年、その年の積み重ねが後々に大きな差になっていっているということになりますので、そのことは十分考慮していただきたいと思います。以上です。

石塚部会長

どうもありがとうございました。ただ今のご意見は、景気等々の実勢の状況は非常に今、好転しているということ、他県の状況を見た時に、格差是正の方向にしているのではないかと、なので、そういったことの積み重ねが必要であるということで、こういった金額になっているというお話でしたが、他に何かありますか。

濱上委員

やはり、何と言っても基本となるのは、企業側の支払い能力であると思いますので、そこはしっかりと押さえておきたいということです。それから、先ほど、800円ぐらいは大丈夫ではないかと、いうお話もございましたが、新聞を見ておりましたら、南日求人というのがありまして、それを見ておりましたら、やはり、4件ほど750円ということで、求人をしている実例がございました。ビルメン、買物代行、駐車場整理とかですね。やはり、そういうところでは、750円ということで、今回、22、23円上がれば、760円になるわけですが、そういったところは影響がある。影響率が何と言っても、19%で、20%近いということで、多大な、甚大な影響なのかなと思っております。そこもきちんと押さえておくべきであると思っています。以上です。

石塚部会長

使側の方からのただ今のご意見は、企業の支払い能力はやっぱり押さえておく必要がある。それから、実勢として、800円ぐらいでもいいのではないかとという意見であるが、750円で求人を出しているところもある。

それから、影響率が20%近くあるというのは、無視はできない。そういったところから、使側としては、目安の23円という額を出してきているということですが、他には何かございますか。

(意見なし)

石塚部会長

それでは、大体意見は出尽くしていると思うので、ただ、この2円を今日は埋めていかないといけないので、ここで個別協議に入りたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、個別協議に入りたいと思いますが、その前に公益側で打ち合わせをさせてください。外でお待ちいただいて、後程、お入りいただきますので、よろしく申し上げます。

(公使個別協議)

(公労個別協議)

石塚部会長

それでは、再開します。当専門部会は、7月25日の第1回専門部会から本日まで臨時部会を含めて6回に亘り審議を重ねてまいりました。

公益側としましては、全会一致を目標にして、個別協議を行いながら各側の主張をお聞きし、公益側の意見も労使各側に十分にお伝えし、ご協力をお願いしてきたつもりでございます。しかしながら、労働者側は25円、使用者側は24円を主張されております。

公益側としましては、あくまで全会一致の結論を出したいと思っておりましたが、ここまで意見の一致を見るに至っておりません。

ここで、公益見解を示し、最終的に採決により賛否をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、ここで公益委員において協議し、公益委員見解をまとめるために休憩を採りたいと思います。今、4時50分なので、この後5時5分より再開致しますので、それまで、休憩をなさってください。よろしくお願いいたします。

(休憩)

石塚部会長

それでは再開します。公益委員見解を申し上げます。公益委員見解は、労働局長からの諮問にもありました働き方改革実行計画に配慮し、また、中賃の考え方にに基づき比較すると、最低賃金が生活保護を下回っていないということを確認したうえで、次のような理由、これは皆様のお手元に公益委員見解があると思いますが、これを読ませていただきます。

平成30年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至りました。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を以下のとおり示します。

中央最低賃金審議会の目安小委員会は、働き方改革実行計画に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきたとされているところであり、この公益委員見解のDランクの目安額を最大限参酌することとした。

生計費に見合った賃金の確保や非正規労働者の処遇改善、地域間格差の縮小を図ることが必要であるにもかかわらず、新規学卒者の半数以上が県外へ就職している現状にあり、県内からの人材流出に歯止めをかけ、人材確保と地元への定着を促す必要があるという労働者側からの見解について考慮した。

当県は、離島を擁し、地域経済を支える小規模事業者にとって、全国と比較して厳しい経営環境を強いられていることや、人手不足の中、人件費や原材料費の値上げによる経費上昇が価格に転嫁できず、収益状況が悪化しており、事業運営に深刻感を抱いている事業者が依然として多いという厳しい経営実態にも配慮する必要があるという使用者側からの見解について考慮した。

各種経済指標では、景気は回復傾向にあるとされ、明治維新 150 周年関連による観光客の増加等による県内消費の拡大が見込めるところであるが、これに対応する労働力の確保を図りつつ、企業収益の更なる改善によって、個人消費を喚起し、経済を好循環に導いていく必要がある。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としましては、平成 30 年度の鹿児島県最低賃金については、時間額を 24 円引き上げて 761 円に改正決定する。

適用する地域、適用する使用者、適用する労働者、最低賃金において賃金に算入しないものは、従来どおりとする。効力発生日は、平成 30 年 10 月 1 日とする。

以上が、公益委員見解でございます。

石塚部会長

この見解をもって、当専門部会の結論としてよろしいかどうか、採決したいと思います。その前に、議事の決め方について、事務局より説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

最低賃金審議会令第 5 条及び第 6 条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長が決めとなっております。

以上でございます。

石塚部会長

議事の決め方は、事務局より説明があったとおりでございます。

それでは、お諮り致します。

公益委員見解に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(公益委員 2 名、 労側委員 0 名、 使側委員 3 名、 合計 5 名)

石塚部会長

次に、反対の委員は挙手をお願いします。

(公益委員 0 名、 労側委員 3 名、 使側委員 0 名、 合計 3 名)

石塚部会長

採決の結果、公益委員見解に賛成の委員は、5 名、反対の委員は、3 名でございます。

従いまして、賛成多数により、ただ今の公益委員見解を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

なお、この結論は、本審に私の方から報告することになります。部会報告書の作成について、事務局で何かありましたら報告をお願いします。

○ 上ノ原賃金室長

結審時に作成する部会報告書の件でございますが、本年度も昨年度と同様に生活保護水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額と、これに基づく乖離額の有無などを明確にしておく必要があると考えております。

つきましては、結審時の部会報告書に、別紙としてこのことを示す資料を添付させて頂きたいと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。

もう一点でございます。鹿児島地方最低賃金審議会からの要望書ということで、石塚会長名で当局の小林局長あてに答申の際に、要望書を提出するというを今回初めて行わせていただくということになりましたので、そのことについても、委員の皆様にご了解をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 石塚部会長

結審時の部会報告書に、中賃の考え方による具体的な計算額やその場合の乖離額の有無などを、別紙として添付したいということですが、これにつきましては、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

さらに今回、皆様からご要望、ご意見が出ていた最低賃金の目安に関して、それによる地域経済への影響についての色々な支援策、特に中小零細企業への支援策について、要望書を出そうということがございましたので、この審議会から労働局長あてに要望書を出そうと思いますが、これも別途添付したいと思いますが、よろしいでしょうか。

下町委員

その内容は、どうなっていますか。

上ノ原賃金室長

これから案をお配りして検討することになっています。

石塚部会長

内容を見ていただかないと検討できないと思いますので、事務局は要望書案を配付してください。

(要望書案を配付)

新内委員

検討するのは、本審の場でいいのではないですか。時間の関係もありますし。

石塚部会長

本審で行いますか。

新内委員

この場で検討して、また、本審で検討するのも同じことになると思います。

石塚部会長

そうですね。ここにいるメンバーは、すべて本審の委員でもあるわけですね。それでよろしいですか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、要望書の取扱については、本審で議論することにします。

次に、事務局は報告文を準備してください。それまでの間、5分間休憩にします。

(事務局が報告文作成の間、休憩)

(報告文を部会長に、報告文写しを各委員へ配付)

石塚部会長

それでは、報告文を読み上げます。

平成 30 年 8 月 6 日

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 石塚 孔 信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県最低賃金専門部会

部会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 30 年 7 月 4 日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより平成 28 年 10 月 1 日発効の鹿児島県最低賃金(時間額 715 円)は平成 28 年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていないなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	石塚 孔信	竹中 啓之	山本 晃正
労働者代表委員	喜納 浩信	下町 和三	新内 親典
使用者代表委員	岩重 昌勝	内 道雄	濱上 剛一郎

別紙 1

鹿児島県最低賃金

1 適用する地域

鹿児島県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 761円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
平成30年10月1日

別紙2につきましては、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較ということで、生活保護費につきましては、比較対象者が12歳から19歳の単身世帯者、対象年度は平成28年度、生活保護費はここに書いてあるとおりです。生活保護に係る施策との整合性については、上記1の に掲げる金額の1か月換算額と上記2の に掲げる金額とを比較すると、鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった、ということでございます。

以上です。よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

長時間のご審議、ありがとうございました。本日が最後の部会ですが、事務局より何かございますか。

田代室長補佐

専門部会の結審に伴います第3回の本審につきましては、第1回本審の際にあらかじめ協議していただきまして、第3回本審は、本日の午後6時00分から、この会場で開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

石塚部会長

それでは、第3回本審は本日の午後6時からの開催となりますので、よろしく願いします。本日が最後の専門部会ですが、事務局より他に何かありますか。

田之上労働基準部長

事務局から、一言ご挨拶申し上げます。鹿児島県最低賃金の審議に関しましては、7月4日に労働局長より改正に係る諮問をさせていただき、当専門部会を設置のうえ、7月25日に第1回目の専門部会を開催し、本日まで臨時の専門部会を含めて、計6回に亘って部会を開催し、審議していただきました。今年度も、非常に暑い中での専門部会の開催になりましたが、委員の皆様には、業務ご多忙の中、ご出席いただき、また、石塚部会長を始め、委員の皆様方には、真摯なご審議をしていただきまして、心から御礼申し上げます。

今回の結論につきましては、全会一致には至りませんでした。公労使それぞれのお立場の中、多大なご尽力と精力的な議論の上で出された結論であり、改めまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今後は、この後、第3回本審が開催され、その中で部会長報告がなされることになっておりますが、引き続き各委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

石塚部会長

賃金室長からも連絡事項があるということですが。

上ノ原賃金室長

続きまして、私の方から説明させていただきます。この後、6時から第3回本審を開催することになっております。従来から、審議会は公開ということで対応させていただいておりますけれども、審議を開始する前に一度、会長の承諾を得てから、傍聴希望者等に入室していただくことになっていたわけですが、審議会の規定によりますと、審議会は原則公開という形にもなっておりますので、本日は、冒頭から、傍聴希望者、本日は9名ほど来られるということですが、それとマスコミの方が何社か来ていただくということになっております。これらの方が会場に入っておりますので、その点ご了解くださるようお願いいたします。以上です。

石塚部会長

以上のことはよろしく申し上げます。それでは最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員に申し上げます。

それでは、これもちまして、第5回専門部会を閉会します。長時間どうもありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
